

名古屋市告示第 233 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のように指定し、併せて同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のように定めます。

令和 7 年 4 月 24 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	整理番号	路 線 名	区 間	摘要
市道	1	志段味環状線第 4 号線	名古屋市守山区下志段味三丁目 2202番地先から 名古屋市守山区東禅寺1602番地 先まで	附図
市道	2	志段味環状線第 3 号線	名古屋市守山区下志段味三丁目 1908番地先から 名古屋市守山区下志段味三丁目 2203番地先まで	
市道	3	志段味環状線第 2 号線	名古屋市守山区下志段味五丁目 2510番地先から 名古屋市守山区下志段味五丁目 2602番地先まで	

市道	4	志段味環状線第 6号線	名古屋市守山区下志段味五丁目 2908番地先から 名古屋市守山区下志段味五丁目 2901番地先まで
----	---	----------------	--

2 指定する期日

令和7年7月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

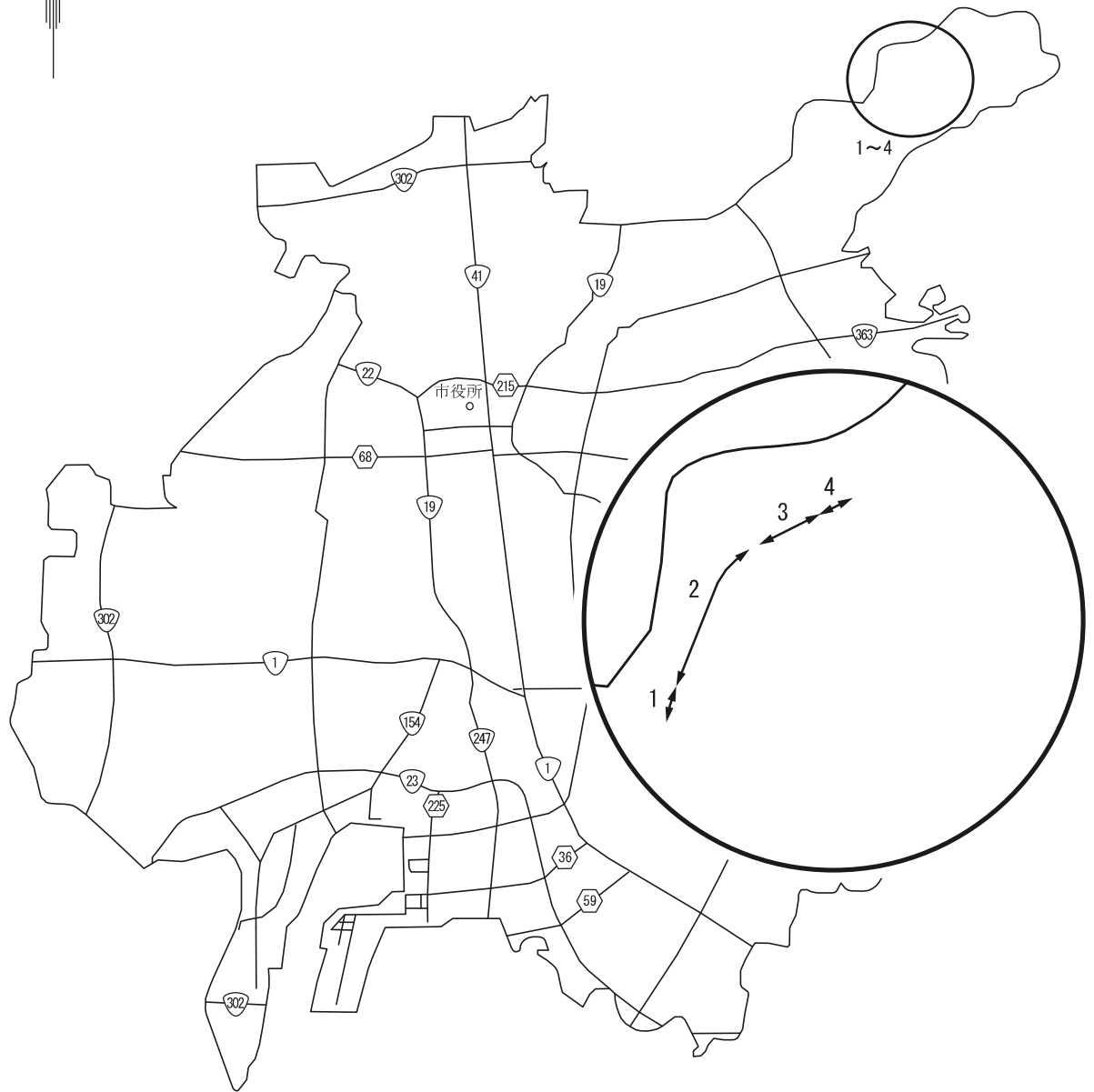
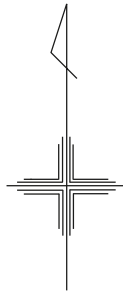
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例

←→ 今回指定する部分